

介護職種の技能実習評価試験における課題等の検証に関する調査研究事業
一般社団法人シルバーサービス振興会（報告書 A 4 版 127 頁）

事業目的

平成 29 年 11 月に施行された介護職種の技能実習では、技能実習法第 8 条第 2 項 6 号の主務省令に基づき、その技能を評価する公的評価システム（試験）として、「介護技能実習評価試験」が指定されている。これに伴い、初級試験（平成 30 年度～）、専門級試験（令和 2 年度～）、上級試験（令和 4 年度～）が順次、整備・施行されてきている。

また移転すべき介護技能の到達水準については、在留資格「技能実習」の各号の修了時において到達すべきレベルが下記のとおり定められている。

- 1 号修了時（初級試験） → 指示の下であれば、決められた手順等に従って、基本的な介護を実践できるレベル
- 2 号修了時（専門級試験） → 自ら、介護業務の基盤となる能力や考え方等に基づき、利用者の心身の状況に応じた介護を一定程度実践できるレベル
- 3 号修了時（上級試験） → 自ら、介護業務の基盤となる能力や考え方等に基づき、利用者の心身の状況に応じた介護を実践できるレベル

前述のとおり、「介護技能実習評価試験」は、順次、段階的に整備されてきたことから、それぞれの試験の内容やレベルの差異等に関する整理・検証や、他の資格（介護福祉士）や研修制度（初任者研修等）の内容やレベルの差異等に関する整理・検証が十分にできていないのが実状である。

令和 4 年度に漸く初級試験・専門級試験・上級試験の全ての試験区分が開始されたこと、既に初級において 16,000 件、専門級において 6,700 件を超える試験が実施されていること（上級についても令和 5 年度内に実施される見込みである）を受けて、それぞれ関連する各試験の習熟度・到達度等の検証が行える環境が整った。

こうした点も踏まえ、本事業では、介護職種の技能実習評価試験の施行後の課題等の検証を行うこと、とりわけ各試験区分等のレベルの違いについて検証を行い、技能評価試験の質の向上及び均質化を図ることを目的として実施した。

事業概要

（1）検討委員会の設置と検討内容

① 検討委員会の設置（委員 6 名）

委員長：川井 太加子	桃山学院大学社会学部 教授
委員：伊藤 優子	龍谷大学短期大学部 教授
植田 浩一郎	公益財団法人国際人材協力機構（JITCO）実習支援部

大茅賀 政昭	相談支援課専門役 国立保健医療科学院 医療福祉サービス研究部主任 研究官
川端 一博	公益財団法人日本国際教育支援協会 日本語試験センター試験開発グループリーダー作題 主幹
松下 能万	公益社団法人日本介護福祉士会 事務局長

② 「初級試験」「専門級試験」「上級試験」の構成、妥当性、レベル等に関する検証WGの設置（委員2名）

（※学科試験問題、実技試験課題の秘匿性の観点から、別途の検証体制とした）

川井 太加子	桃山学院大学社会学部 教授
伊藤 優子	龍谷大学短期大学部 教授

○ 業務実施協力： 株式会社シード・プランニング

調査研究の過程

（１）検討委員会の設置と検討内容

① 検討委員会の設置

○第1回 令和5年10月27日（金）

- ・事業概要説明
- ・現状分析：現在実施されている「初級試験」、「専門級試験」、「上級試験」の評価試験の内容や実施状況についての把握
- ・アンケート調査の設計、実施スケジュール等の検討
- ・ヒアリング調査の実施計画の検討
- ・介護技能実習評価試験の分析のためのWGの設置

○第2回 令和6年2月22日（木）

- ・アンケート調査の結果報告（補完的なヒアリング調査の結果含む）
- ・WGからの検証結果報告（学科試験問題、実技試験課題に係る分析）
- ・介護技能実習評価試験の現状の検証と課題整理
- ・報告書の取り纏め方針及びスケジュールの確認

② 「初級試験」「専門級試験」「上級試験」の構成、妥当性、レベル等に関する検証WGの設置（※学科試験問題、実技試験課題の秘匿性の観点から、別途の検証体制とした）

○第1回 令和6年2月5日（月）

○「初級試験」「専門級試験」「上級試験」の構成、妥当性、レベル等に関する検証WG

- ・各級の位置づけ（構成）
- ・学科試験問題、実技試験課題の妥当性
- ・各級のレベル感の検証と各級間の整合性
- ・学科試験問題のパターンごとの均質性
- ・その他の検証すべき事項（コロナ禍での試験実施状況等）

(2) アンケート調査の実施

- 「介護技能評価試験に対する介護現場での技能実習指導の適用状況に関する実態調査」
 - ・ 調査対象：介護技能実習評価試験の実績が累計3件以上の介護技能実習実施者（介護施設・事業所）の技能実習指導員
 - ・ 調査手法：WEB調査
 - ・ 調査実施期間：令和5年12月11日(月)～令和6年1月19日(金)
 - ・ 調査客体数：2,859件、有効回答数1,133件（回収率39.6%）
 - ・ 調査内容：外国人介護人材の受入れ状況、技能実習生に対するOJT体制、実習指導の状況、介護技能実習評価試験に向けた取組み状況（学科試験・実技試験）等介護現場における技能実習指導の実態把握

(3) ヒアリング調査の実施

- 日本語表記に関するヒアリング 令和6年2月29日(木)
 - ・ WGにおける検証結果の分析のため、補完的に日本語表記についてヒアリングを実施した。
- アンケート調査の補完的ヒアリングについては適時実施
 - ・ アンケート調査結果の分析のため、実習実施者、技能実習指導員、試験評価者等に対して補完的にヒアリング調査を実施した。

事業結果

(1) 「初級試験」「専門級試験」「上級試験」の構成、妥当性、レベル等に関する検証WGにおける検証結果の概要

○「介護技能実習評価試験」の仕組みの構築過程について

技能実習制度への「介護職種」追加の経緯、構築された介護技能実習評価試験の概要（試験実施方法、試験評価者の養成課程及び養成状況等）について、資料を基に説明し検証いただいた。

⇒技能実習法に基づく職種追加の流れに沿って適切に準備が進められていた。

⇒介護技能実習評価試験の仕組みとしては、試験実施方法、試験評価者の資質についても公平性・公正性・均質性が担保された評価システムとなっており、全国で、一定量の試験が適宜実施できる仕組みとして妥当である。また、厚生労働省の「外国人介護人材の受入れの在り方に関する検討会（中間まとめ）」を踏まえたものとなっていた。

○「介護技能実習評価試験」の実績（新型コロナウイルス感染症への対応含む）について

「初級試験」、「専門級試験」、「上級試験」の施行時期及びそれぞれの試験実績についてデータを基に説明し、検証いただいた。

⇒各年度の受検者数を確認したところ、2018年度が4件、2019年度が2,206件、2020年度

が4,785件、2021年度が7,226件、2022年度が9,048件と年々増加傾向にあり、今後も増加が見込まれている。これに伴い、適宜、試験評価者が養成され、全都道府県に配置されている状況である。ただし、都道府県ごとに試験評価者1名当たりの受検者数が多い県（試験評価者が十分に確保されていない）が見受けられることから、今後とも、これらの地域の試験評価者養成が課題であることが指摘された。

⇒新型コロナウイルス感染症の感染拡大により介護現場は甚大な影響が出たが、試験評価者の尽力もあり、試験の延期（日程再調整）等で対応し、技能実習生の不利益にならないよう努めていた。

○「介護技能実習評価試験」の全体構成

初級試験・専門級試験・上級試験の概要とレベルの考え方、学科試験問題・実技試験課題の審議プロセス、学科試験に関する検証（範囲と内容、実施方法、出題形式（回答方法・問題数・試験時間））、実技試験に関する検証（範囲と内容、実施方法）、合格率の検証、正答率の検証、合格率と正答率のデータ等について、資料を基に説明し、検証いただいた。

⇒学科試験、実技試験ともに、厚生労働省が定めた移転すべき介護職種の技能の範囲と内容を反映したものとなっており、試験実施方法、出題形式（回答方法・問題数・試験時間）についても、合格率のデータ等を基に検証したが、特筆すべき問題点は求められず、おおむね妥当かつ適正であった。

⇒学科試験問題・実技試験課題の審議プロセスに関与する専門職（医療、介護、福祉、心理、日本語等）の専門性や経験値についても妥当かつ適切であった。

⇒合格率、正答率、合格率と正答率のクロス結果等について、データを基に検証したが、合格率については高い数値となっていた。若干、正答率の低い問題があったが、要因分析とともに学科試験問題や実技試験課題の修正や差し替えなど、適時適切な対応がなされていた。また、学科試験問題については、試験数の増加に伴い複数パターンが作成されていたが、合格率をみても均質性が確保されていた。

⇒実技試験において、入浴、排泄等のプライバシーに特段の配慮が必要な身体介護業務や、再現性が難しい「事故防止・安全対策」「感染対策」については、図・イラスト・写真等を示して、実際の判断を行わせる「判断等試験」が実施されるなど、対応がなされていた。

⇒実技試験の試験時間が短い場合については、別途、試験実施状況の検証を指摘された。また、今回は各種資料（データ）の提示を受けての検証であったが、実際の実技試験の場面を見ながらの検証については、試行試験時に行われているのみであることから、今後の必要性について指摘された。

（2）アンケート調査の結果の概要

- ・ 技能実習評価試験に向けた対応（指導）としては、9割超が介護技能実習評価試験までに、「技能実習計画」や「介護職種技能評価試験の試験科目及びその内容並びにその細目」について、技能移転のための指導が実施できていた。また、「初級」「専門級」「上級」の評価試験のタイミングも、技能実習計画を遂行するにあたり、技能実習生の技能の修得状況の確認のための評価時期としては、妥当なタイミングであることがうかがえた。
- ・ 介護技能実習評価試験があることで、技能の修得の目標ができること、また個々の技能実習生の知識や技術の習得具合や熟練度が確認できる機会となっている等、受検機会が実習過程の道標になっていることがうかがえた。
- ・ 介護技能実習評価試験の受験後のフィードバックや振り返りについては、7割程の

実施状況にとどまるなど、P D C AサイクルのCheckの取り組みが十分でないことがうかがえた。

- ・ また、評価基準を用いた技能実習指導員による評価・把握を行っている介護事業所は6割程度にとどまっており、介護技能実習制度によりO J Tが展開されているものの、一定の評価基準を用いて評価を行うという体系的なO J Tを行う取り組みが十分でないこともうかがえた。
- ・ 介護技能実習評価試験の実技試験課題の内容別に、現場での指導実態と技能実習生の業務実態についてうかがったところ、ほとんどの項目が9割以上合致しており、最も低いものでも8割台と概ね合致しており、実技試験課題と介護現場の実態に特段の乖離は生じていないことが読み取れた。
- ・ 介護技能実習評価試験に向けた対応と、受検を通じて実習生の業務で見られた姿勢について伺ったところ、介護技能、業務姿勢に係る事項について、初級段階よりも専門級の方が高くなる傾向が確認された。

このように、介護技能実習制度においては、実習期間が増し、介護技能実習評価試験に向けた対応を重ねるにつれ、着実に介護技能の習得が図られていることが読み取れた。

(3) ヒアリング調査の実施

○検証WGの補完的な目的で、学科試験問題の日本語表記に関する留意点についてヒアリングを実施した。

・ 日時：令和6年2月29日（木）10:00～11:00

・ 対象：一般社団法人国際交流&日本語支援Y 代表理事 橋本由紀江 氏

⇒長く日本語教育に携わられた経験から、外国人介護人材の受入れにあたって、介護業務に係る用語について日本語として理解ができるか、また、我が国の介護職にとって基本とされている「尊厳の確保」、「自立支援」「利用者本位」といった概念的な部分の理解や、介護行為の連続性（思考過程の展開）などについては、特に注意をしてチェックしている。

○アンケート調査にご回答いただいた実習実施者、技能実習指導員の中から数名、また介護技能実習評価試験の試験評価者数名に対し、適宜、アンケート結果の解釈等について補完的にヒアリングを実施した。

(4) 報告書の作成、公開、配布

上記検討内容を踏まえ、報告書の取り纏めを行った。報告書については、当会HP上で公開するとともに、関係機関等に配布した。

事業実施機関

一般社団法人シルバーサービス振興会

〒101-0032 東京都千代田区岩本町2-14-2 イトーピア岩本町 ANENEX ビル5階

TEL 03-3862-8061 FAX 03-3862-8065

